

デジタル時代における郵政事業の在り方に関する懇談会  
コンプライアンスWG（第1回）  
議事要旨

- 1 日時：令和3年2月26日（金）15:00～17:00
- 2 場所：WEB 会議による開催
- 3 出席者：
  - ・ 構成員  
根本主査、清水構成員、巽構成員、丹生谷構成員
  - ・ 総務省  
谷脇総務審議官、佐々木郵政行政部長、菱沼企画課長、渋谷郵便課長、高田貯金保険課長、谷内検査監理室長
  
- 4 議事
  - (1) 事務局より、資料1-1～1-6に基づき説明が行われた。
  - (2) 全体を通じて、意見交換が行われた。
  
- 5 構成員等からの主な意見
  - 監督の視点において、宿泊、病院事業やその他届出業務をユニバーサルサービスと並びで載せることが適当かどうか。
  - 日本郵便の監督指針案において、行政指導等の際の検討事項は、過去の具体的な処分例を基にするのではなく、最初に抽象的な基準を載せたほうがよい。その他の届出業務については、収益力を高めてユニバーサルサービスを維持するという点を強調しすぎない方がよい。
  - かんぽ生命の不適正募集の際の報告書には、過剰なノルマや人事考課の偏りなどへの指摘や改善提案が出ており、何か不祥事が起きる前の予防的な側面も、監督指針の評価項目に入れるなど、反映させていくとよいのではないかと。また、新規ビジネス等による現場職員の負担増は、不祥事に繋がりやすいので、その観点での目配りも必要と考えている。
  - 日本郵便の局員がかんぽ生命に出向する場合には、かんぽ生命への監督についても盛り込んでいく方がよいのではないかと。
  - 日本郵政に対する監督指針では、監督の対象、視点を明確に記載した方がよい。どこまでを会社の自主性に任せ、どこから監督するのかの線引きをするためにも必要である。また、監督の仕方について、実態把握に加えて対話を入れるかどうかも明確にしたほうがよい。日本郵政に対する監督指針では、監督の対象、視点を明確に記載した方がよい。どこまでを会社の自主性に任せ、どこから監督するのかの線引きをするためにも必要である。また、監督の仕方について、実態把握

に加えて対話を入れるかどうかも明確にしたほうがよい。

- 日本郵政と日本郵便の各監督指針において、合理的な理由がなければ、構成や文言等、両者の記載をできるだけ合わせた方がよい。
- 日本郵政は、会社法上の大会社に該当するため、子会社の業務の執行について定期的に報告を受ける体制の構築など、企業集団の内部統制について責任を負っていることを前提とした記載とすべきである。
- 日本郵政と日本郵便の各監督指針において、合理的な理由がなければ、構成や文言等、両者の記載をできるだけ合わせた方がよい。
- 日本郵政は、会社法上の大会社に該当するため、子会社の業務の執行について定期的に報告を受ける体制の構築など、企業集団の内部統制について責任を負っていることを前提とした記載とすべきである。
- 利用者本位の徹底については、トップから現場にメッセージを発するだけでなく、現場からトップに意見を言える体制についても言及した方がよい。また、利用者本位とコンプライアンスを総論とし、顧客保護と利益相反を各論として位置付けて整理すると良いのではないか。
- 日本郵便に対する監督指針では、不祥事案の分類方法が不明確である。
- その他の届出業務で収益力を高めて、ユニバーサルサービスを維持するという点については、理論的にはその構造が維持されるのではないか。
- 監督指針におけるコンプライアンスの定義について、法令重視の意味だけでなく、もっと広い意味で、社会規範として捉える必要があるということを強調したほうがよい。
- 日本郵政の監督指針の監督に携わる職員の行動規範として、今後発生し得る新たな問題や、メディアも含めた多様な情報に対する感度を強めていく必要があると考える。
- 経営理念の浸透に向けた、トップのコミットメントの重要性については、メッセージを繰り返し発出するだけでは不十分で、経営上の根本原因の究明や対応を行っているかという点を盛り込んでいただきたい。

(以上)